



基労補発第1218003号

平成18年12月18日

財団法人 労災保険情報センター

専務理事 菊 入 関 雄 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

標記につきまして、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知しましたので、貴財団地方事務所に対する周知・徹底及び労災診療費の点検等に遺漏のないようお願いします。



基労補発第1218002号

平成18年12月18日

日本医師会常任理事

石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の配慮をお願いいたします。

基勞補発第1218001号

平成18年12月18日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改正平成18年3月31日付け基発第0331014号）（以下「通達」という。）により指示されているところであるが、下記の事項について、今般、その取扱いを明確にしたことから、遺漏のないよう留意されたい。

なお、本年4月以降の診療分について、必要に応じて訂正の上、追給を行うこと。

記

1 通達記の1の（7）について

（1）爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入の取扱いについて

従来、創傷処置として算定されていた爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入については、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬点数表の改正（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）（以下「健保改正」という。）が行われたことに伴い、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、

従来の取扱いを変更することなく、創傷処置と同様に四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置の加算の対象となるものであること。

(2) 粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術及びガングリオン圧碎法の取扱いについて

従来、関節穿刺として算定されていた粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術及びガングリオン圧碎法については、健保改正に伴い、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、関節穿刺と同様に四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置の加算の対象となるものであること。

2 通達記の1の(14)について

(1) 腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射について

従来、消炎鎮痛等処置として算定されていた腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射については、健保改正により、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、消炎鎮痛等処置と同様に3部位又は3局所の取扱いの対象となるものであること。

(2) 矯正固定及び変形機械矯正術の取扱いについて

従来、介達牽引として算定されていた矯正固定及び変形機械矯正術については、健保改正により、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、介達牽引と同様に3部位又は3局所の取扱いの対象となるものであること。

(3) 矯正固定及び変形機械矯正術の逓減制の取扱いについて

平成18年9月27日付け保医発第0927001号「平成18年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」の別紙1の第2章第9部処置の介達牽引(2)により、矯正固定及び変形機械矯正術については、介達牽引と同様に逓減制の適用となることが示されたところであるが、労災保険においては、本年4月より介達牽引に係る逓減制を適用としないことから、矯正固定及び変形機械矯正術についても、介達牽引と同様に逓減制を適用しないものであること。

(4) レセプト上の記載について

腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、矯正固定及び変形機械矯正術の部位（局所）については、医療機関にレセプト上明確に記載させること。